

中央区消費生活展2025を開催しました

快適なくらしを求めて 地球環境を守るグリーン志向消費

令和7年11月9日（日）、月島区民センターにおいて「中央区消費生活展2025」を開催し、336人の皆さまにご来場いただきました。展示やクイズなどを通して、生活に役立つ情報を楽しく学んでいただきました。同時に開催した月島社会教育会館での消費生活講座「お片付けでSDGs」では、衣服や冷蔵庫のお片付けを通じて、ファッションロスや食品ロスについて学びました。



消費生活展の様子



参加団体の展示ブース

消費生活講座

参加協賛団体

コープみらい東京1ブロック委員会・一般財団法人関東電気保安協会・東京司法書士会中央支部・東京都生活文化局計量検定所・東京都水道局千代田営業所・東京都下水道局中部下水道事務所・中央区消費者友の会・中央区総務部防災危機管理課・中央区環境土木部環境課・中央区都市整備部建築課・中央区消費生活センター

解約したいけど。。。?!

消費生活相談事例 Q&A スポーツジムやヨガ教室の解約に注意！

Q 新設スポーツジムに無料体験キャンペーンをきっかけに入会した。広告では6段階のレッスンコースが開設されるとあったが、実際は自分に合うレベルのコースが未開設だったので解約を申し出たら、契約期間の6か月は解約できないと言われた。どうすればよいか。



A スポーツジムやヨガ教室などの解約に関する相談が多く寄せられています。この事例の場合、広告内容と異なることを指摘し業者と話し合いましたが、業者は開業したばかりであり、今後すべてのコースが開設されると言い、そのことは説明したと主張し解約を拒否しました。

一旦、合意した契約を解約することは容易ではありません。トラブルに合わないようするため、事前に業者にサービス内容をよく聞き、必ず契約書面に目を通して、①契約金額、②契約期間、③中途解約の可否と可能な場合の清算方法、④契約期間満了時の退会手続きの方法等を確認し、理解しておく必要があります。

お困りの際は消費生活センターにご相談ください。

ちゅうおう 消費者だより

- P.1 定期購入トラブル：お得に見えて…実は定期！定期購入の落とし穴
P.2～3 定期購入トラブル・海外サイトとの契約トラブル
P.4 中央区消費生活2025を開催しました
消費生活相談事例Q&A

第194号 編集発行
中央区消費生活センター
☎3546-5332
令和8年2月 ホームページ
<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>

定期購入トラブル：お得に見えて…実は定期！定期購入の落とし穴

「初回無料」「今だけ〇円！」——そんな魅力的な広告、見かけたことはありませんか？SNSや動画アプリで流れてくる商品紹介。つい気になって注文してみたら、実は“定期購入”だった…というトラブルが後を絶ちません。

申し込む前にここをチェック！

定期購入トラブルを防ぐには、申し込む前に以下のポイントをしっかり確認しましょう

- ✓「特定商取引法に基づく表記」があるか
- ✓解約方法（電話？メール？期限は？）が明記されているか
- ✓継続回数の縛りがあるかどうか
- ✓2回目以降の価格はいくらか
- ✓会社の所在地や連絡先がはっきりしているか

特に「**特定商取引法に基づく表記**」は、販売者の義務として記載が必要な情報です。ここに解約条件や販売元の情報が書かれているので、必ず目を通しましょう。

少しでも「怪しいな」「分かりにくいな」と感じたら、申し込むのをやめる勇気も大切です。“お得”に見えるもののほど、隠れた欠点やリスクがあるかもしれません。

トラブルに巻き込まれないために、どのようなことに気を付けばいいのでしょうか？次のページで具体的な事例を用いて、注意してほしいポイントをまとめていますので参考にしてください。



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く。）

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所1階
<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>



中央区消費生活センター HP

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

テレビ通販やSNS広告での定期購入トラブル

事例①

テレビ通販で、「初回980円で血圧を下げるサプリが試せる」というCMを見て電話をかけた。オペレーターの説明は丁寧だったが、定期購入であることは早口で伝えられたため、よく理解していなかった。その後、毎月5,000円の商品が届き続け、家族が気づいて販売元に連絡。ようやく解約できたが、すでに3ヶ月分が届いていた。



トラブルのポイント

- ・テレビ通販の「初回特価」が目立ち、定期契約の説明が不十分
- ・高齢者が聞き取りづらい説明で誤解を生む
- ・家族が気づくまで継続されていた

事例②

Aさんは、SNS広告で見かけた「初回無料」の美容液を試すことにした。申込みページには「いつでも解約可能」と書かれていたが、実際には7日以内に電話で解約しないと、自動的に月額9,800円の定期コースに移行する仕組みだった。しかも、初回申込時に「特別プランにアップグレードしませんか？」というポップアップが表示され、Aさんはよく読まずにOKを押してしまい、さらに3ヶ月分の一括前払いプランに切り替わっていた。



トラブルのポイント

- ・無料トライアルの期間が短く、解約手続きが複雑
- ・別プランへの誘導が分かりにくい表示で行われていた
- ・解約しようとしたときには既に高額請求が発生していた

アドバイス

初回は数百円でも、2回目以降は数千円～1万円以上の商品が自動で届き、解約しない限り止まりません。しかも、定期購入の説明が不十分であるため、気づかずに申し込んでしまう人が後を絶ちません。さらに最近では、**チャット形式のサポートを装って**、別の契約や高額プランに誘導されるケースも増えています。「チャットだから安心」と思わず、冷静に内容を確認することが大切です。

また、「やっぱりやめたい」と思っても、**すぐに解約できないケースが多くあります。**

- ・電話でしか解約できない
- ・受付時間が平日の昼間だけ
- ・何度かけてもつながらない



・・・そんな仕組みになっていることも。

海外サイトとの契約トラブル：日本語でも安心できない！

～最近、日本語の広告やサイトでも実は海外の事業者が運営しているケースが増えています。～

事例①

SNS広告から入った海外の通販サイトから「ブランドバッグ」を注文した。写真は人気のある本物そっくりだった。商品が届いたが縫製の粗い偽物だった。メールで問い合わせしても返信はなく、数日後にはサイトが閉鎖されていた。支払いはクレジットカード支払いを選択した。調査してもらっているが返金されるかはわからない。



トラブルのポイント

- ・サイトの運営会社情報や連絡先が不明確だった
- ・口コミや評判を事前に確認していなかった



事例②

画像専用SNSの広告で見つけた「海外限定モデルのスニーカー（70%オフ）」を購入。決済後、英語で確認メールが届いたが、商品是一向に届かず、問い合わせをしても返信なし。サイトは英語表記で、運営元の情報も不明。支払いは代引きにしてしまった。

トラブルのポイント

- ・サイトのURLや会社情報のチェック不足
- ・注文後に英語のメールが届く
- ・返品やキャンセルができない



アドバイス

- ・クレジットカードに不審な請求がくる場合もあるため注意しましょう。また、海外サイトではトラブルが起きても対応が難しいことがあります。
- ・「.com」や「.net」などのURLでも、日本語表記だからといって安心はできません。**運営会社の所在地や連絡先が海外になっていないか、必ず確認しましょう。**
- ・また、SNS広告は信頼性が低いものも多く、支払い前に口コミや評判を調べることも大切です。「知らなかった」では済まされないトラブルを防ぐために、情報を見極める目を持ちましょう。
- ・クレジットカードの明細もこまめにチェックし、身に覚えのない請求があればすぐにカード会社や消費生活センターにご相談ください。